

■議案第61号 四万十町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

「教員の不祥事」に関して、県費負担教職員のサービスを監督する四万十町教育委員会の監督が不十分であったことから教育長の処分を行うものです。

【改正の内容】

教育長の給料について、平成25年10月及び11月の給料を10%減額します。

【新旧対照表】

改正後	改正前
四万十町職員の給与の臨時特例に関する条例 (教育長の給与の額の特例) 第3条 特例期間における教育長の給料月額 は、四万十町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成18年四万十町条例第40号。以下「教育長給与条例」という。）第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額から、当該額に<u>100分の3（平成25年10月1日から同年11月30日までの間にあっては、100分の13）</u>を乗じて得た額を減じた額とする。	四万十町職員の給与の臨時特例に関する条例 (教育長の給与の額の特例) 第3条 特例期間における教育長の給料月額 は、四万十町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成18年四万十町条例第40号。以下「教育長給与条例」という。）第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額から、当該額に<u>100分の3</u>を乗じて得た額を減じた額とする。